

士業・コンサルタントのプロ専門家集団 Jパートナーの専門家が、事業経営・資産管理・ライフプランなど、皆さまに役立つ情報を定期的に発信しています。

今回はティーエス会計事務所 税理士の鈴木宗矩 氏に『医療法改正後の医療法人成りの損得』について説明していただきます。

テーマ

医療法改正後の医療法人成りの損得

1. はじめに

<医療法人制度>

第5次医療法改正により附帯業務の拡大や解散時の残余財産の帰属先の明確化等が加えられた。

また、最近では、残余財産が国もしくは地方公共団体等に帰属する等の問題から医療法人成りを保留にしているといった話も聞かれる。以下で、実際に医療法人にした際のメリット及びデメリットを検討する。

2. 医療法人成りのメリット

1. 給与所得控除で経費の二重控除が可能となる
2. 所得税と法人税の税率差により節税ができる
3. 社会保険診療報酬について源泉徴収されなくなるにより資金繰りが楽になる
4. 役員退職金の活用が可能になる
5. 医療法人契約の生命保険の活用が可能になる
6. 日当の支給が可能になる
7. 附帯業務を営むことができる
8. スムーズな事業承継を行うことができる等



3. 医療法人成りのデメリット

1. 厚生年金保険料等の負担が増加する
2. 交際費の一部が税法上、経費と認められない（平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度では、800万円までは全額損金）
3. 都道府県知事等への決算報告や社員総会等の開催など手続きが増える
4. 予算管理重視から役員報酬は定期で定額の支払いが強制
5. 剰余金の配当禁止
6. 小規模企業共済加入者は原則脱退となる（別途不動産所得等があれば、継続可能）等

4. メリットの活用

医療法人成りを保留にしている要因でもある、残余財産が国もしくは地方公共団体等に帰属する等の問題については、上記のメリットを活用することで防ぐことが可能となる。

- 役員報酬の増額→最終的に医療法人に財産が残らないように計算し、役員報酬として支給する方法
- 役員退職金の支給→役員退職金を税務上問題のない金額で支給し、医療法人に残余財産が残らないようにする方法

上記二つの方法を組み合わせ、最終的に医療法人に財産が残らないようにすることにより、デメリットを回避することが可能となる

さらに、医療法人契約の生命保険を活用することにより、節税をしながら退職金の資金を確保することも可能となる。

5. 節税メリット

個人医院では、医業経営から得られた所得は、すべて院長個人に帰属し、超過累進税率（所得税が多くなるに従って税率が段階的に高くなる課税方式）により最高で50%の税率で課税される。

一方で、医療法人を設立すると、個人の所得と医療法人の所得の2つに分かれ、院長（理事長）は医療法人の理事長として、医療法人から役員報酬を受給する形態となる。従って、医療法人にすることにより、法人税の税率差と給与所得控除（みなし経費）により節税をすることが可能となる。

6. 事業承継対策

	個人経営	法人経営
子に引き継がせる場合又は、院長先生に万が一のことがあった場合	廃院し、清算となる(その間保険診療ストップ)	代表者の変更のみ
所得の帰属	全て院長個人に帰属	法人に残すこともできる
事業用財産	移す際には譲渡所得 生前贈与や相続の際には多額の税金がかかる恐れ	法人の所有物



→医療法人にした場合、医院の存続という観点から、保険診療がストップするといった、最悪の事態を回避することが可能になる。また、後継者に引き継ぐ際にも、代表者変更等の簡易的な手続きで引き継ぎが可能となる等のメリットがある。
また、現行の医療法人制度は、出資持分の贈与等相続対策も不要なため管理として従来と比較すると簡便になっている。

7. 実際に医療法人を検討する場合

実際に医療法人を検討する際には、税金（節税）、事業承継、附帯業務等さまざまな側面から検討する必要がある。従って、自院が発展するための一つの手段としてまた、今後の経営方針を考える良い機会として医療法人成りを検討することが必要となる。

**** 専門家プロフィール ****

ティーエス会計事務所 税理士 鈴木宗矩

地元南山大学卒業後、大学院にて税務を専攻。卒業後、名古屋にある医療に特化した税理士法人に勤務。25歳で税理士試験に合格。独立後は、医療の実務経験・専門知識を生かし、個人医院及び医療法人の税務顧問業務を主に行い差別化している。また、医療法改正後の出資持分なしの医療法人設立にも、自ら県の医務課に通い情報収集するなど、積極的に推進している

事務所 〒468-0015 愛知県名古屋市天白区原1丁目612番地幸商事ビル301号
TEL : 052-842-8260 FAX: 052-842-8270 E-mail m-suzuki@tskeiei.com

お客様のための本物の仕事を探求

Jパートナーは、中小企業・病医院の外部ブレーンとして税理士・弁護士・司法書士・社労士・司法書士・FPなど士業・コンサルタントと連携し新しい形態のコンサル業務を行うプロ専門家集団です。（現在連携する専門家パートナー26名）設立して11年、600件以上のお客さまとお取引引きさせていただいております。

発行：プロ専門家集団 株式会社Jパートナー 代表 舌古孝之
〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-16-17 花車ビル南館9F

TEL 052-485-8271 FAX 052-485-8272
URL <http://www.j-partner.com>
Mail office@j-partner.com